

教習資格認定証の交付並びに猟銃用火薬类等譲受許可申請及び同許可証の交付の手続（千葉県警察）

## 1 教習資格認定申請

教習資格認定申請は、申請者本人が住所地を管轄する警察署生活安全課に申請書類を提出します。  
教習資格認定証を郵送により交付を受けることを希望する場合は、この申請時に申し出てください。  
その際に、猟銃用火薬类等譲受許可申請書等の書類を受領しておいてください。

## 2 教習資格の認定

銃刀法に定める認定の基準に適合する場合は、申請した警察署から教習資格の認定になった旨の電話連絡があります。

## 3 猟銃用火薬类等譲受許可申請書の作成

警察署から教習資格の認定になった旨の連絡を受けたら、猟銃用火薬类等譲受許可申請書（記載例参照）を作成し、所定の位置に2, 400円分の千葉県収入証紙を貼付してください。

### 【猟銃用火薬类等譲受許可申請書の記載要領】

「実包の名称及び数量」欄には、猟銃の種類に応じて次により記載してください。

ライフル銃以外の猟銃（散弾銃） 実包欄：散弾実包 数量欄：300個

ライフル銃 実包欄：ライフル実包 数量欄：150個

「譲受期間及び消費期間」欄には、認定になった旨の連絡があった日の後の3月が経過する日までの期間を記載してください。例えば、平成26年3月15日に認定になった旨の連絡を受けた場合は、「平成26年3月15日から平成26年6月14日まで」と記載してください。

## 4 猟銃用火薬类等譲受許可申請書の郵送

教習資格認定証及び猟銃用火薬类等譲受許可証の郵送に必要な書留用封筒（角形2号。簡易書留に必要な郵便切手（430円）を貼付し、申請者本人の住所、郵便番号及び氏名を記載したもの。）を準備してください。

封筒に、上記による猟銃用火薬类等譲受許可申請書及び書留用封筒を入れて、教習資格認定申請をした警察署に郵送してください（警察署に郵送する外封筒には、赤字で「銃砲申請」と記載してください。）。

## 5 郵送による教習資格認定証及び猟銃用火薬类等譲受許可証の交付

警察署が、書留用封筒に教習資格認定証及び猟銃用火薬类等譲受許可証を入れて、簡易書留により申請者に郵送します。

## 6 猟銃用火薬类等の譲受け及び射撃教習の受講

火薬類販売店に猟銃用火薬类等譲受許可証を提示して、射撃教習のための実包を譲り受けます。  
教習資格認定証を教習射撃場の管理者に提示して、射撃教習の申込みを行います。  
譲り受けた実包及び教習射撃場の教習用備付け銃を用いて、射撃教習を受講します。  
射撃教習受講後に不要となった猟銃用火薬类等譲受許可証は、警察署に返納します。